

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

社長!!

あなたの会社、労働保険〔労災保険雇用保険〕に入っていますか？

はい

いいえ

一人でも労働者(パート、アルバイトも含まれます)を雇った場合、
事業主は、労働保険に加入する必要があります。

「いいえ」とお答えの事業主は、加入手続きを速やかに行ってください。
本気で考えて。

労働保険



労働保険（労災保険・雇用保険）は、原則として労働者を一人でも雇用すると、その事業主が法人事業であるか個人事業であるかを問わず、法律によって加入が義務付けられています。

加入手続きがまだお済でない事業主の方は、速やかに事業の所在地を管轄する労働基準監督署・公共職業安定所で手続きを行ってください。

<問い合わせ先> 三重労働局総務部労働保険徴収室（TEL059-226-2100）
または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所まで
お問い合わせ下さい。